

○岡山理科大学大学院マネジメント研究科履修規程

(趣旨)

第1条 岡山理科大学大学院マネジメント研究科履修規程（以下「本規程」という。）は、岡山理科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第9条に基づき、マネジメント研究科（以下「本研究科」という。）において開設する授業科目、単位数及び履修方法等

についで、必要な事項を定める。

(授業科目の単位数及び必修・選択の別)

第2条 大学院学則第4条の2第6項に基づく本研究科の教育研究上の目的を達成するため、開設する授業科目については体系的に整備するものとする。

2 本研究科において開設する授業科目名、単位数及び必修・選択の別は、別表Iのとおりとする。

(授業時間)

第3条 本学の授業時間は、次に掲げる時間帯とする。

| 1時限 | 2時限 | 3時限 | 4時限 | 5時限 |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 9:10~10:40 | 10:55~12:25 | 13:15~14:45 | 15:00~16:30 | 16:45~18:15 |

(授業科目の履修)

第4条 授業科目は、配当された年次において履修するものとする。ただし、配当年次以上の年次においては履修することを妨げない。

2 既に単位を取得した授業科目は履修することができない。

3 他専攻の講義科目を履修する場合は、授業科目の担当教員、所属専攻長、指導教員、及び教務課の承認を得れば履修することができる。

4 履修登録を行っていない授業科目は、成績評価及び単位認定を行わない。

5 各学期の履修登録・訂正期間終了後は、特別の理由がない限り、履修科目の変更及び追加を認めない。

(履修の特例)

第4条の2 前条第1項の規定にかかわらず、大学院学則第6条の2の規定及び大学院学則第12条第1項、第2項各号のただし書に基づき在学期間の短縮を認められた者は、上位年次配当の授業科目を履修することができる。

(単位の認定と学習の評価)

第5条 大学院学則第13条に基づく単位の認定及び学習の評価は、科目ごとに次の等位(評価基準)によって行う。

| 評点 | 評価 | 判定 |
|-------------|-------|-------|
| 100点~90点 | S(秀) | 単位認定 |
| 89点~80点 | A(優) | 単位認定 |
| 79点~70点 | B(良) | 単位認定 |
| 69点~60点 | C(可) | 単位認定 |
| 59点~0点 | D(不可) | 単位不認定 |
| 未受験又は受験資格なし | E | 単位不認定 |
| 合格 | O | 単位認定 |
| 不合格 | X | 単位不認定 |
| 科目認定 | N | 単位認定 |

2 通年制の科目については、前半終了時に成績の中間評価を行い、「H」(現時点では良好)、「I」(努力を要する)で表示し、学習指導上の参考とする。

(修了要件)

第6条 大学院学則第12条に定めるもののほか、本研究科修士課程の修了要件は、別表I

の欄外の条件を満たすこと。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、マネジメント研究科委員会及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則 (令和3年4月1日 決裁)

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

2. この改正規程は、令和3年度入学生から適用する。

附 則 (令和3年9月22日 第6回大学協議会)

この改正規程は、令和3年9月22日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日 第12回大学協議会)

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

2. この改正規程は、令和4年度入学生から適用する。